

主要施策名:(6)情報・通信基盤の整備

事務事業本数:2

基本目標(章)	主要施策(節)	施策区分	事務事業 コード	事務事業	所管課
④便利で快適な 都市づくり	(6)情報・通信基 盤の整備		460-1	電子自治体推進事業	情報政策課
		(1)地域情報化の推 進	461-1	地域情報化推進事業	情報政策課

【18】

《事務事業の成果》 【19】

《事務事業の評価》

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

■ 評価責任者記入欄 ■

評価責任者(課長)の所見	県の電子申請サービスについて共同運営を行っているが、市LINEでの申請・届出等が可能になり、電子申請の入力口を統一化及びマイナンバーカードの利用促進を目的として、令和5年度をもって、県共同運での電子申請サービスを辞め、市LINEへ変更を行った。このことにより、共同運営負担金の費用縮減及び市民の利便性向上を行う。	評価責任者
【26】		大石 晋史

《事務事業の手段と活動指標》 【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	R03実績	R04実績	R05実績	R06計画
① 情報化推進計画推進業務	9つの重点課題と4つの横断的目標について情報化推進部会員に研修を実施し、情報化を推進する。	研修の実施回数	回	0	0	0	1
② 公衆無線LAN環境整備事業	市民や観光客等のニーズを把握し、整備する。	各課に対するニーズ調査	回	1	1	0	1
③ 光ブロードバンド基盤整備事業(地域情報通信格差是正事業)	地域情報通信格差是正事業対象地域の加入促進	事業対象地域への周知・啓発	回	2	1	1	1

《事務事業の成果》 【19】

成果指標(意図の数値化)		計算方法又は説明	単位	R03目標	R04目標	R05目標	R06目標
				R03実績	R04実績	R05実績	
1	地域情報通信格差是正事業対象地域の光回線加入率	光回線の加入世帯の割合	%	25.00	30.00	35.00	38.00
				28.33	31.76	34.11	
2	公衆無線LANを公共施設に整備する	整備済み公共施設数	箇所	12	1	***	1
				15	1	0	

《事務事業の評価》

	評価視点		判断理由	
(必要妥当性)	【実施主体の妥当性】【20-1】 市が実施すべきであるか(民間、NPOなどが実施できないか。)	☒ 市が実施すべき ☐ 市が実施する必要はない	市域の情報通信格差是正は、公平性の原則であるため。	
	【目的の妥当性】【20-2】 社会情勢の変化により、目的(対象・意図)の見直しは必要でないか。	☒ 必要なし ☐ 必要あり	通信環境の整備ができた旨の周知を継続して行う必要があるため。	
	【休廃止の影響】【20-3】 事務事業を休止・廃止をした場合、市民に影響はないか。	☐ 影響なし ☒ 影響あり	地域情報化が推進できず、市民の利便性低下につながる恐れがある。	
有効性	【目標の達成度】【21-1】 成果指標の目標は達成できたか。 未達成の場合、原因はどのようなことが考えられるか。	☐ 達成 ☒ 未達成	サービス開始から4年を経過し、光回線を必要とする利用者は概ね加入済みとなったことで加入率はゆるやかな上昇となってきたと考えられる。また移動通信システムの大容量化、高速化により光回線でもインターネットサービスを利用できる通信環境が整ってきたことも原因と考えられる。	
	【細事業の妥当性】【21-2】 目的(意図)を達成するため、細事業の構成は適当であるか。	☒ 適当 ☐ 不適当	格差是正が図れ、市民生活の利便性が向上するために細事業の構成は適当である。	
効率性	【コストの低減】【22-1】 コストの低減について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	他の財源を活用するなど、コスト削減の検討を行った。	
	【執行過程の見直し】【22-2】 執行過程の簡素化・改善について、検討の余地はないか。(デジタル技術の導入など)	☒ 余地なし ☐ 余地あり	適切なニーズを把握するため、各課の意向を聞き事業化している。	
	【民間活力の活用】【22-3】 民間のノウハウ活用について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	検討の結果、民活の余地はなし。	
	【類似事業との統合】【22-4】 目的が類似する他の事業との統合について、検討の余地はないか。	☒ 余地なし ☐ 余地あり	類似する事業なし。	
公平性	【23】 受益者負担について、検討の余地はないか。 徴収を行っている場合は、負担水準(対象・金額)について検討の余地はないか。	☐ 余地あり ☒ 余地なし	受益者負担の事業ではない。	

《前回からのふりかえり結果と今後の方向性》

前回のふりかえりに対して見直し・改善状況	(前回のふりかえりの内容)		
	今後の公衆無線LAN環境の整備については、特に重要度の高い施設への設置を検討する。令和4年度末に策定した第4次玉名市情報化推進計画に沿って住民サービスの向上、業務の効率化及び地域の活性化を推進する。 (前回のふりかえりに対する見直し・改善状況) 天水地区の観光において特に重要度の高い、草枕温泉てんすい(キャンプ場)の利用者の利便性及び満足度向上のため、公衆無線LANの設置検討を行い、令和6年度設置することとした。第4次玉名市情報化推進計画に沿って住民サービスの向上、業務の効率化及び地域の活性化を推進した。		
今後の方向性	☐ 拡充して継続 ☐ 執行方法の改善	☒ 現状のまま継続 ☐ 休止・廃止	☐ 縮小して継続 ☐ 終了
今後の方向性に対する見直し・改善の具体的内容	令和6年度には草枕温泉てんすい(キャンプ場)への公衆無線LAN整備を行い、今後も特に重要度の高い施設への設置を継続して検討する。継続して第4次玉名市情報化推進計画に沿って住民サービスの向上、業務の効率化及び地域の活性化を推進する。		

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見	令和元年度に石貫・横島・天水地区のブロードバンド未提供地域解消事業にて、三ツ川工業団地への進出予定事業所からの問合せ(2件)等の対応を行い、ブロードバンド環境の重要性を認識した。また、公衆無線LAN環境整備については現在13施設でのサービス提供を実施しており、障害対応等を行った。令和6年度草枕温泉に新設を予定しており、利用者ニーズの把握を含め既設置箇所の有用性も検討する。	評価責任者 大石晋史
【26】		